

## 資料

- 1 「第3次佐倉市地域福祉計画に向けた提言」(平成26年1月)  
(抜粋)
- 2 「第2次佐倉市地域福祉計画報告書」(平成27年10月)  
(抜粋)
- 3 佐倉市地域福祉計画推進委員会委員名簿



### 3. 第3次佐倉市地域福祉計画に向けた提案

#### (1) 地域における相談・支援体制について

第2次佐倉市地域福祉計画では、地域を3層の圏域に設定し、市全域を「基本福祉圏」、高齢者福祉・介護計画に定める5つの日常生活圏域を「中域福祉圏」、14の地区社会福祉協議会のエリアを「小域福祉圏」と位置付けています。

計画においては、「中域福祉圏に(仮称)地域福祉コーディネーターを配置した、総合相談窓口の設置を検討する」となっています。これまで、(仮称)地域福祉コーディネーターの配置について、市では、地域福祉計画庁内検討会において議論・検証を重ねるとともに、地域福祉計画推進委員会、地域福祉推進会議においても議論を重ねてきました。

検討の結果、地域における相談・支援体制のあり方については、住民に一番身近な「小域福祉圏」において、住民相互による支え合いや助け合いである「互助・共助」を高めていくことが何よりも求められているという結論に達しました。

また、中域福祉圏においては、地域包括支援センター(高齢者)、相談支援事業所(障害者)、子育て支援センター(子ども)等の各専門機関がそれぞれ専門性・スキルを高めるとともに、機関同士の連携による支援や地域とより密着した事業を展開していく必要があります。

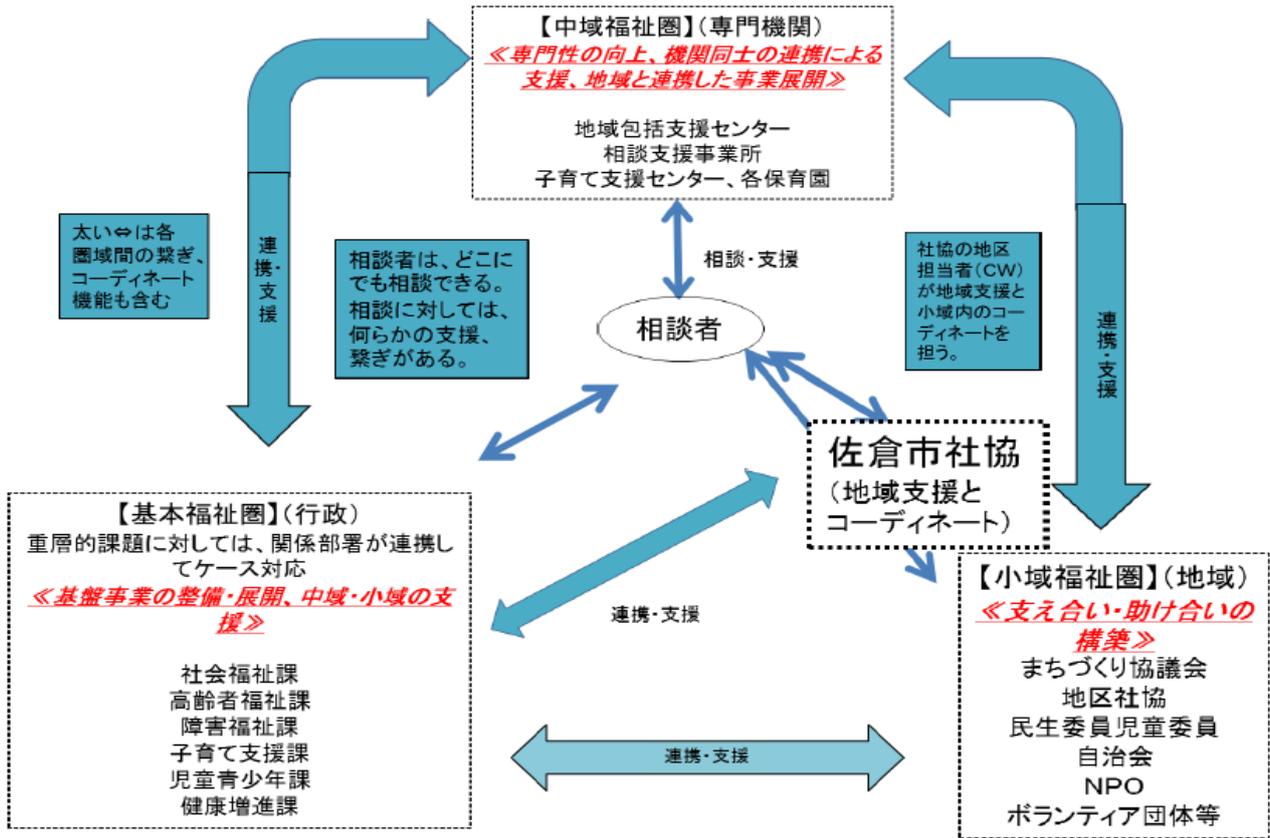
そして、行政は、「公助」として基盤事業や各種法的サービスの整備・展開を着実にしつつ、重層的課題に対しては、関係部署や専門機関と連携して対応に当たり、また、中域福祉圏の専門機関や小域福祉圏で展開される様々な活動に対する支援を行う体制を構築していくことが必要だと考えます。

福祉の相談といっても、内実は多種多様であり、身近な人との日常会話の中で解決されるものもあれば、専門機関の介入が必要になるものまで千差万別であろうと思われます。(仮称)地域福祉コーディネーターを配置した総合的な相談窓口を整備する体制よりも、住民に一番身近な隣近所や自治会・町内会、中域福祉圏と位置付けられた市内の各専門機関、基本福祉圏である行政等がそれぞれ適切な繋ぎを行い、寄せられた相談や課題に対して支援の輪が広がって行くような、有機的な福祉のネットワークを地域全体で構築していく必要があります。

相談・支援や地域において存在する様々な社会資源の調整・コーディネートについては、(仮称)地域福祉コーディネーターを設置して、コーディネーターが相談・支援に関して責任を負うという体制ではなく、地域福祉の推進主体である佐倉市社会福祉協議会がその中心的役割を担う必要があると考えます。

そして、行政や専門機関、まちづくり協議会、佐倉市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、自治会・町内会、民生委員、NPO法人、ボランティア団体等、福祉やまちづくりに関係する様々な機関や団体等が、それぞれコーディネートしていく機能を持っていることを認識し、寄せられた相談や課題に対して、適切な繋ぎや支援の輪が広がって行くような地域づくりを進めていく必要があります。

【図4】相談・支援体制のイメージ図  
(相談者を中心とした視点・地域支援とコーディネート機能)



## (2) 行政と佐倉市社会福祉協議会の協働、連携

民間の社会福祉法人である佐倉市社会福祉協議会は、地域福祉の推進主体として、今後とも重要な位置を占めることと思われます。また、地域に存在する様々な社会資源を調整し、課題を抱えている人と地域の社会資源、又は各団体間を繋ぐ「コーディネート役」として、地域に根ざした草の根レベルの活動を担うことになろうと思われます。

一方、行政は、「公助」として各種基盤事業・法的サービスの整備・展開を担うとともに、中域福祉圏として位置付けられた地域包括支援センターや相談支援事業所、子育て支援センター等の専門機関や小域福祉圏で展開される地域づくりを支援するという役割を担うことになります。

これからの地域福祉の推進に関して、行政と佐倉市社会福祉協議会との協働と連携は従

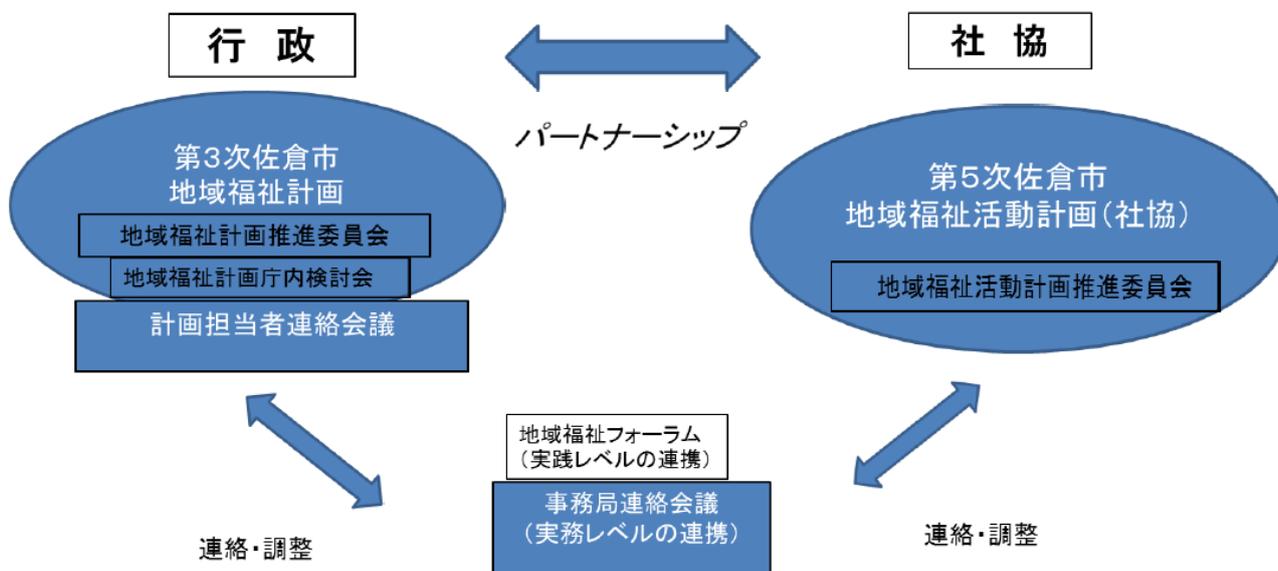
来と同じく欠かせないものですが、両者の関係については、「パートナーシップ」という観点から捉える必要があると考えます。

官と民というお互いの立ち位置の違いを踏まえ、互いに対等なパートナーとして、互いの合意に基づく役割分担をしながら、地域にとってプラスとなる取組みを展開していこうというのが、地域福祉の推進に関する行政と佐倉市社会福祉協議会の「パートナーシップ」になると考えます。

今後の地域福祉計画（行政）と地域福祉活動計画（社協）の展開については、機関同士のパートナーシップの形成として発展的に捉えなおす中で、地域社会の構築についてお互いに目的を共有しながら、行政の施策と佐倉市社会福祉協議会の取組みに食い違いが生じないように、事務局連絡会議においてすり合わせをしながら取り組んでいくことが必要になると考えます。

### 【図5】地域福祉計画（行政）と地域福祉活動計画（社協）の関係イメージ

- ①目的の共有：支え合い、助け合いを地域において構築し、誰もが住み慣れた家や慣れ親しんだ地域で暮らすことが可能な地域社会を構築する。
- ②行動のすり合わせ：行政の施策、社協の取組みに食い違いを生じないように事務局連絡会議を随時開催し、お互いの計画に即した取組みを進める。

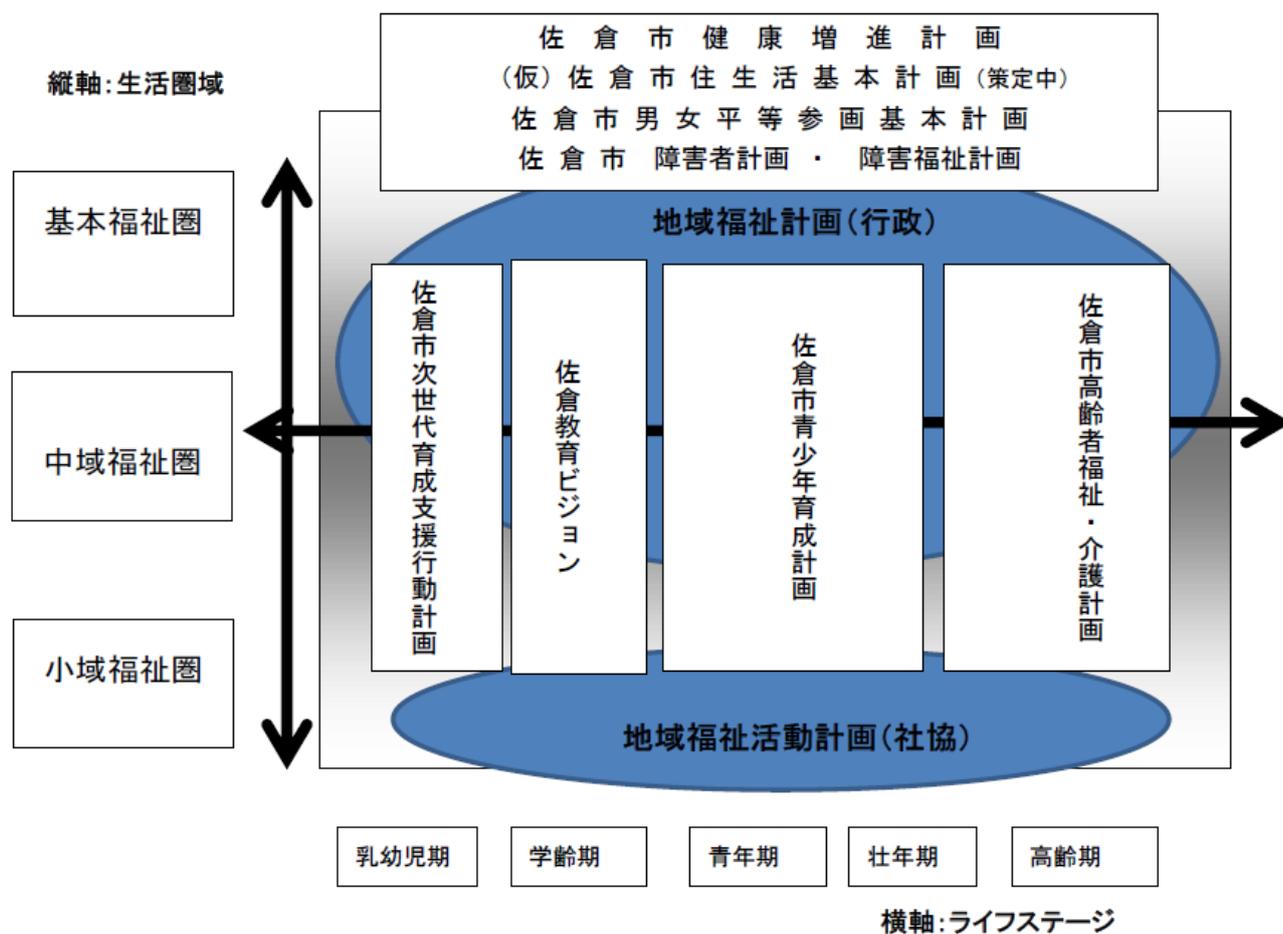


### (3) 次期計画の位置付けについて

次期計画の位置付けについては、これまで述べてきたような観点を踏まえて再考する必要があると思われます。佐倉市には各個別分野において、既定の法定計画等が存在しています。これらの個別計画と地域福祉計画との関係性については、佐倉市での生活圏域という観点と生活する人のライフステージという観点との、2つの軸から整理することができるのではないかと考えます。

生活圏域を縦軸に、ライフステージを横軸にして各個別計画、地域福祉計画を位置付けたのが下記の図6になります。これまでは、地域福祉計画を福祉関連計画の上位計画として位置付けておりましたが、縦軸から見た際に、基本福祉圏と中域福祉圏においては、地域福祉計画が上位計画として、各個別の関連計画と整合性及び連携を図りながら取り組みを進めていきます。一方で小域福祉圏の取り組みについては、佐倉市社会福祉協議会の地域福祉活動計画が中心となり、行政の地域福祉計画や各個別計画が佐倉市社会福祉協議会の活動計画を支えながら取り組みが展開されていきます。

【図6】生活圏域とライフステージの2つの軸から見た福祉関連計画の位置付け



また、横軸から見た際には、ライフステージに応じた各個別の分野において、その分野の個別計画が上位計画となり、地域福祉計画をはじめとする関連計画が個別計画の取り組みを支えながら進めていきます。

この図から見て取れるように、地域福祉計画は各個別計画の領域を相当程度包含している計画になります。各個別計画については、それぞれの策定段階において課題の収集や市民意識調査等を踏まえて策定をしていることから、地域福祉計画において個別具体的な課題を収集し、それに対する施策や方針を位置づけることは、あたかも二重の取り組みを行政が行っているという色彩を帯びてしまうことも危惧されます。

従いまして、第3次佐倉市地域福祉計画においては、各個別計画との整合性を図りつつ、各個別計画には書かれていない分野である「これからの佐倉市の地域づくり」により焦点をあてた計画を策定する必要があると考えます。

また、地域福祉計画とは、「住みよい地域社会を目指して、地域住民が自らの生活課題を自ら解決する仕組みをつくる計画」だと思われます。地域の住民が、共に支え合い、助け合うという福祉活動を推進するとともに、地域で活動している団体や事業所、専門機関と行政等が連携して、従来の公的サービスだけでは解決できなかった課題等の解決を目指し、安心して幸せに暮らせる地域社会を創るための基本的理念や方針について、PDCAサイクルの観点から計画を策定する必要があると考えます。

#### (4) 第3次佐倉市地域福祉計画の柱となる具体的な提案

##### 提案1 住民が互いに支えあい、活躍する地域

生活の中には、個人で解決できる課題と、防犯や防災など、お互いが連携することで、解決できる課題があります。

住民が自ら課題を解決する地域、住民がお互いに手をさしのべ合い、支え合い、助け合うなど、つながりを大切にする地域、住民（地域）が住民を支援する地域、多様な主体が連携し協力している地域など、住民が主体となって生き生きと暮らす地域をつくるためには、出来るだけ多くの住民の参加が必要です。

多くの住民が近隣との支え合いや助け合い、地域の活動に参加できるよう啓発し、そのための仕組みをつくることを提案します。

また、第3次佐倉市地域福祉計画を読んだ住民が、自ら主体となって地域の課題を解決していくために立ち上がり、行動を起こすきっかけとなる計画を策定する必要があります。そのため、地域において取り組みが行われている優れた事例を掘り起し、他の地域へ波及させていくことができるような計画を策定することを提案します。

##### 提案2 安心して住み続けられる地域

地域で生活する誰もが安心して住み続けるために、家を出てから安全に目的地に着くことができ、地域で仕事や生きがいを持って充実した生活を送ることができ、多様な余暇活動や趣味等に打ち込み、活気にあふれた毎日を送ることができる、安全、安心に暮らせるやさしい地域づくりにつながる計画を策定することを提案します。

##### 提案3 多様な人々の交流、ふれあいがある地域

核家族化が一段と進行し、地域住民相互のつながりが脆弱化しています。また、何らかの課題を抱えている方でも、住み慣れた家や慣れ親しんだ地域で生活続けることが可能な地域社会を構築することが求められています。

人と人のつながりを再生し、住民がお互いに支えあい、助け合う地域をつくっていくため、多様な人々の交流やふれあいがある地域づくりにつながる計画を策定することを提案します。

## 6. 第2次佐倉市地域福祉計画の総括

### (1) 計画策定の手法について

第2次地域福祉計画は、住民福祉座談会、福祉施設等へのヒアリング調査及びアンケート調査(市民満足度調査)を行って、住民の生活課題を収集し、その課題の解決にあたるべき事業主体ごとに整理するという手法で策定されました。

その結果、第2次地域福祉計画には、行政が解決に取り組むべき課題とその方策を規定し、民間で取り組むべき課題は、佐倉市社会福祉協議会の第4次佐倉市地域福祉活動計画(ともに歩むふくしプランⅡ)(以下「地域福祉活動計画」という。)に位置付けられています。

#### ① 成果

地域社会において住民が抱えている多様な課題が浮き彫りになりました。

#### ② 課題

一口に生活課題といってもその内容は多種多様であり、住民は、それぞれの置かれた立場や状況により様々な生活上の課題を抱えています。例えば、子育ての悩みがある人にとっては、子育てに関する悩み等が主な生活課題になると思われます。身内に介護が必要な方がいる人は、高齢者福祉・介護に関する生活課題を抱えているでしょう。また、障害をお持ちの方にとっては、障害に伴う生活上の不便やノーマライゼーション等が大きな生活課題でありましょう。その他にも、地域で生活を送るなかで、防災・防犯活動や自治会活動等を課題と認識されている人々もいます。

このように広範にわたる生活課題を収集し、それに対する対策を一つひとつ提示するという方法で策定された第2次地域福祉計画には、人が生まれてから亡くなるまで、更には、隣近所などの身近な場面における取り組みから、行政が全市的に展開する公的サービスに至るまで、極めて広範な取り組みが位置付けられています。しかし、それらの取り組みが体系的に十分に整理されているとは言えない状況にあると思われます。

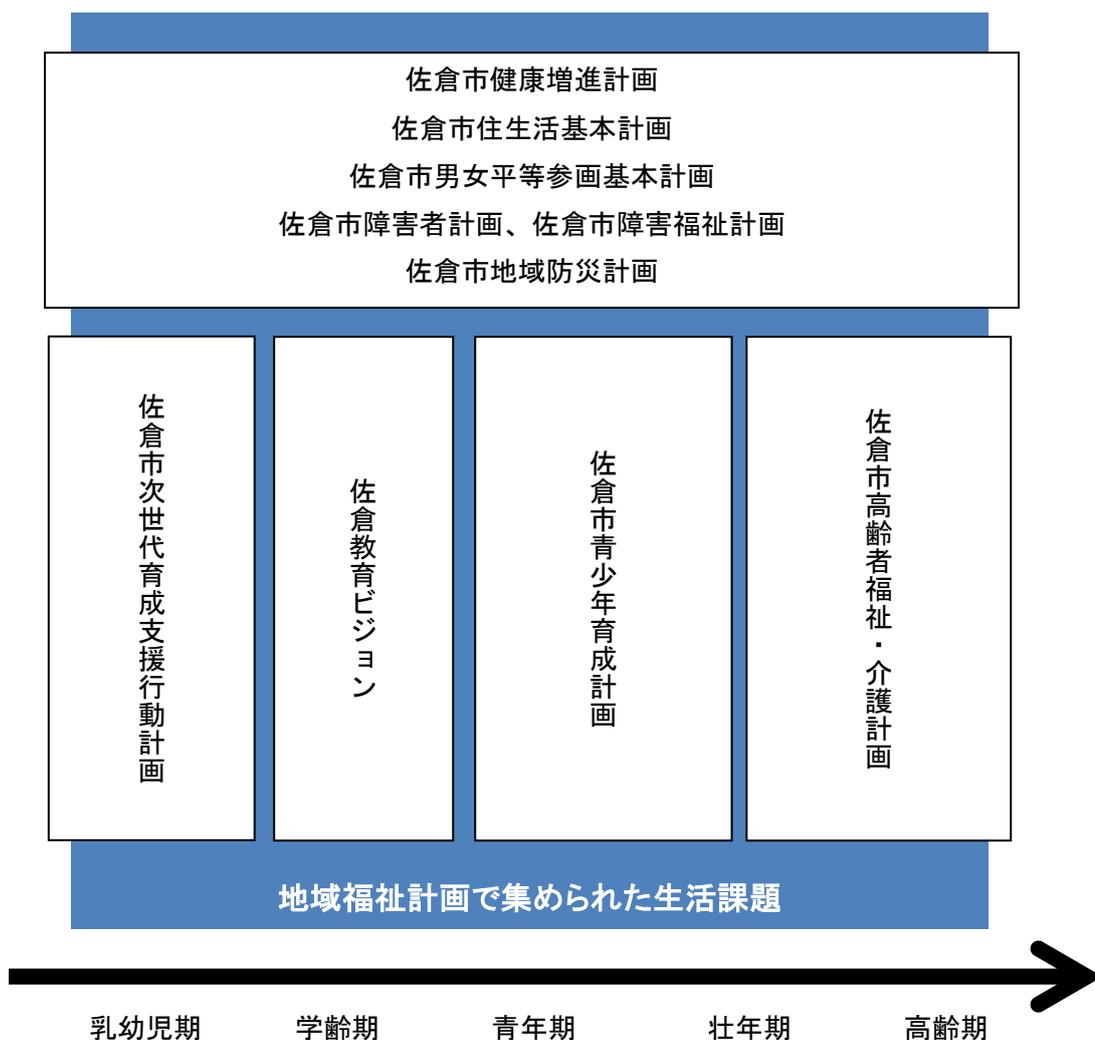
更に、施策分野別の行政計画(以下「個別計画」という。)で取り組んでいる施策が、再掲載される形で組み込まれていますが、それらと個別計画における施策体系やその優先順位との整合が十分ではないように思われます。

また、市では「第4次佐倉市総合計画」(以下「総合計画」という。)を策定し、まちづくりの基本方針である「基本構想」に基づき、市政全体として推進すべき施策を体系的に定めており、地域福祉活動の推進は、その中でも位置付けられています。

地域福祉計画において、他の行政計画に基づき実施を予定している具体的取り組みを、あらためて規定することの意味についても検討が必要であると考えます。また、本報告書

の第5章に記載されている「今後の課題」につきましては、個別計画において取り組んでいる課題であることから、引き続き個別計画において課題の解決に向けた取り組みを進めて行く必要があると考えます。

【図1】地域福祉計画の策定に際して集められた生活課題の領域と関連する行政計画



## (2) 計画策定の体制について

第2次地域福祉計画の策定作業は、佐倉市社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画の策定との合同作業という形で行われました。具体的には、市と佐倉市社会福祉協議会が、合同作業部会を設置して、第2次地域福祉計画で取り組む課題と地域福祉活動計画で取り組む課題とに振り分けるとともに、行政と民間の事業者が協働で取り組む課題については、両計画

の策定委員が参加する部会を開催して、協議を行いました。その結果、両計画はともに、基本目標3に「協働のしくみづくり」を規定して、重点目標や取り組みの方向を共有しています。

また、地域福祉推進のための圏域については、両計画の推進委員会が合同で設置した地域福祉推進会議において検討が重ねられ、圏域の機能や役割等について共通理解が図られています。

### ① 成果

両計画の策定後も、地域福祉推進会議は継続的に開催され、地域における相談・支援体制等について協議、検討が重ねられました。その結果は、平成25年10月に「地域福祉推進会議の報告」として公表されています。報告においては、これからの地域福祉の展開に関して、「地域における支えあい・助け合いの構築」を基本的方向とすることが打ち出され、次期の両計画において、共通の目的として引き継がれるべきものとされています。

### ② 課題

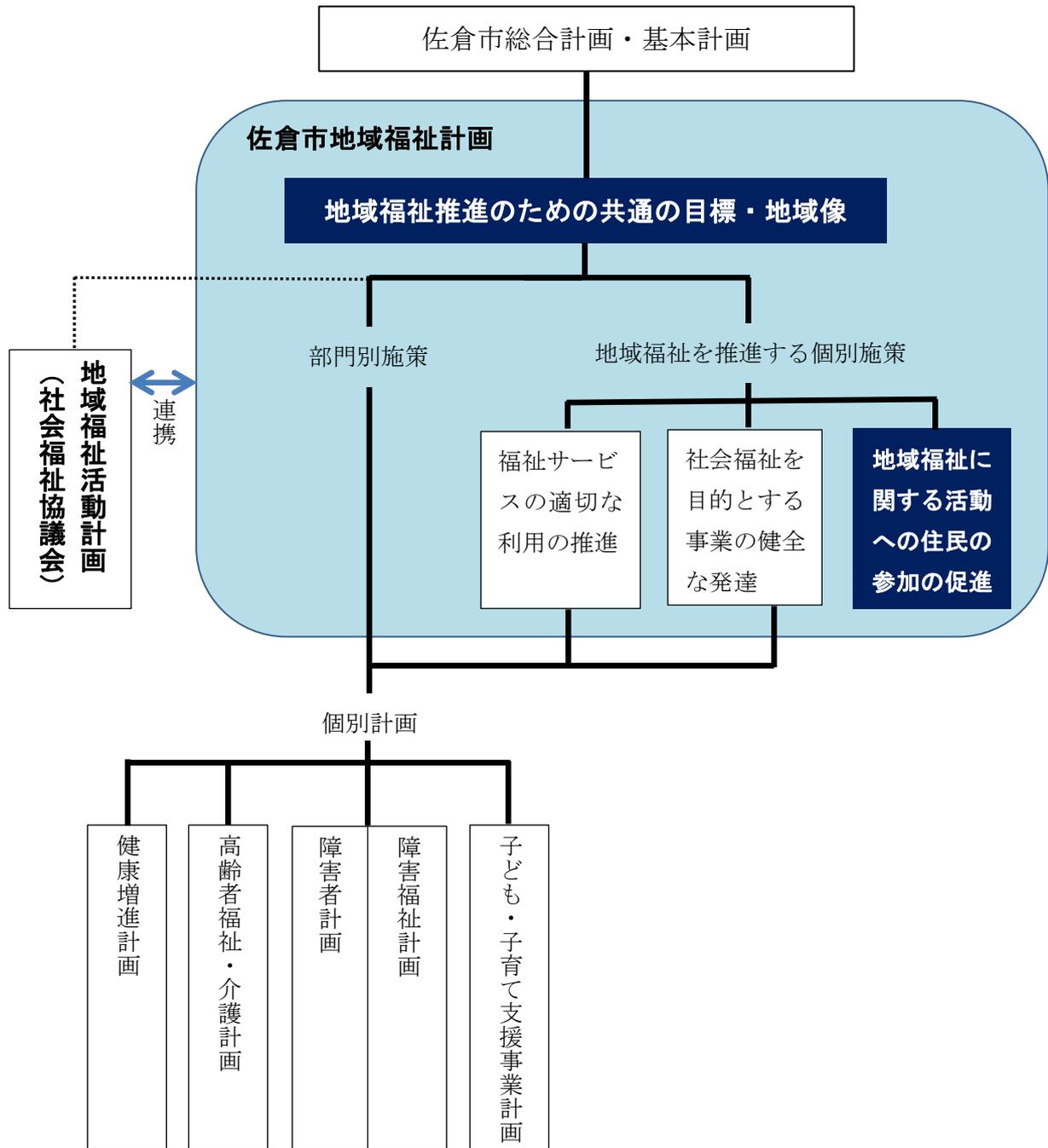
地域福祉推進会議は、第2次地域福祉計画と地域福祉活動計画の専門部会として位置づけられており、両計画の推進委員会から3名ずつ委員を選出して構成され、両計画に共通する課題について協議した結果を、両推進委員会に対し、意見としてフィードバックすることとなっていました。

地域福祉推進会議の設置は、市民協働という観点からは一定の評価をするべきものではありません。市と佐倉市社会福祉協議会の連携は、現状でも、地域福祉に関する事業として、敬老事業、障害に関する市民講座、権利擁護、生活困窮者支援等が行われており、今後とも、地域福祉の推進に関して、欠かせないものでもあります。

しかし一方で、両者の関係は、地域福祉の推進のためにパートナーとして連携しながらも、それぞれの立場からその独自性を保ちつつ、お互いにその機能を発揮することで、地域にとって相乗効果を生み出す取り組みが展開されていくものと考えます。

そうした観点から、次期の地域福祉計画の策定に際しては、地域福祉活動計画との基本的性格の違いや関係性等を明確にしたうえで、計画策定における市と佐倉市社会福祉協議会との協議や連携の手法について検討が必要であると考えます。

【図2】地域福祉計画の基本的性格と関連する計画



### (3) 第3次佐倉市地域福祉計画の策定に向けて（基本的な考え方）

第1期推進委員会は、その提言書において、第3次佐倉市地域福祉計画（以下「第3次地域福祉計画」という。）は、「各個別計画との整合性を図りつつ、各個別計画では、規定されていない分野である“これからの佐倉市の地域づくり”に焦点をあてた計画を策定する必要

がある」という意見を提示しています。

また、地域像として、「住民が互いに支えあい、活躍する地域」、「安心して住み続けられる地域」、「多様な人々の交流、ふれあいがある地域」という、3つの姿を提案しています。

この提言を土台に、当委員会における議論により、これまでに確認した、地域福祉計画の成果と課題を踏まえて、以下の提案をさせていただきます。

### ①計画のあり方：

これまでの地域福祉計画においては、その策定過程において、地域で住民が抱えている多様な課題を明らかにすることができましたが、一方では、個別計画や総合計画との役割分担等の整理が不十分であるという状況がみられます。

そのため、第3次地域福祉計画の策定に際しては、これまで以上に効率的な行政運営が求められる現状を踏まえて、個別計画との役割（機能）の分担など、計画のあり方について見直しを行うことを提案いたします。

### ②計画の策定体制：

佐倉市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との関係については、次期の地域福祉計画及び地域福祉活動計画において、「地域における支えあい・助け合いの構築」を、地域福祉を推進するための共通の目標とすることを前提に、両計画の基本的性格の違いや関係性等を明確にしたうえで、市と佐倉市社会福祉協議会がそれぞれの立場から責任を持って、それぞれに計画を策定していくことを提案いたします。

### ③計画の内容：

・佐倉市では、社会福祉法第107条の規定により「地域福祉計画」に定めるべきとされている事項のうち、「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」及び「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」については、既に各個別計画において、定められていることから、第3次地域福祉計画においては、その内容を、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」に焦点を当てることを提案いたします。

・地域で生活する誰もが、住み慣れた家や慣れ親しんだ地域で、安心して幸せに暮らすことができ、「この地域に住んで良かった」、「この地域に住み続けたい」と思えるまちづくりを推進するためには、住民はもとより、地域で活動している団体や事業所、専門機関や行政等が連携して、従来の公的サービスだけでは、解決できなかった課題や、今後想定される新たな課題の解決を図っていくことが求められます。第3次地域福祉計画においては、その実現に向けた取り組みの基本的方針について提示することを提案いたします。

・住民一人ひとりが地域づくりに参加するためのガイドブックの役割も担えるように、計画本文に加えて、住民が主体となって地域で取り組まれている様々な地域福祉に関する活動を掲載することを提案いたします。

### 資料3 佐倉市地域福祉計画推進委員会委員名簿

#### 第1期推進委員会（任期：平成24年2月14日から平成26年1月31日）

No.	氏名	選出区分	備考
1	深澤 茂俊	学識経験者	会長
2	佐川 章	社会福祉事業者	副会長
3	兼坂 誠	佐倉市社会福祉協議会	
4	稲村 多恵子	ボランティア団体	
5	高岡 良子	民生委員・児童委員協議会	
6	高石 惣一郎	地域団体	
7	住吉 アキ子	公募による市民	
8	高井 久美子	公募による市民	
9	高美 修次	公募による市民	

#### 第2期推進委員会（任期：平成26年5月10日から平成28年3月31日）

No.	氏名	選出区分	備考
1	佐々木 とく子	学識経験者	(※1)
2	佐川 章	社会福祉事業者	副会長
3	兼坂 誠	佐倉市社会福祉協議会	
4	稲村 多恵子	ボランティア団体	
5	黒川 隆生	民生委員・児童委員協議会	会長(※2)
6	高石 惣一郎	地域団体	
7	石原 茂樹	公募による市民	
8	高井 久美子	公募による市民	
9	永山 直子	公募による市民	

※1 佐々木 とく子氏の任期は、平成27年4月1日から平成28年3月31日  
 （前任の学識経験者 深澤 茂俊氏（会長）の辞任に伴い後任委員として就任）

※2 黒川 隆生氏の会長就任は、平成27年4月1日から。